

## 条件付一般競争入札心得

### 1 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札書記載事項等

入札書（様式は任意。）には、次の事項を記載すること。また、入札書に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名（委託業務名）
- (5) あて名（「岩手県知事」とする。）

### 3 入札等

- (1) 入札書は、入札説明書で指定した日時に、入札箱に投入すること。
- (2) 入札者は、代理人に入札をさせるときは、入札書提出の前に委任状（様式は任意。）を提出しなければならない。  
なお、年間委任状等により、支店、営業所等に権限を委任している場合は、当該委任状も併せて提出すること。
- (3) 入札書の記載事項（入札金額を除く。）を訂正する場合は、当該訂正部分を二重線で抹消し、入札者（代理人が入札を行う場合は、代理人。以下同じ。）の印で押印すること。また、一度提出した入札書は、書換え、引換え、又は取消しすることができない。
- (4) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札について辞退の申し出を行う者を除き、最初の入札における入札者のみとする。
- (5) 入札書は直接持参すること。郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

### 4 入札の不参加

- (1) 入札参加資格確認の結果、入札に参加できると認められた者は入札に参加するものとする。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合はこの限りでない。
- (2) (1)ただし書きの規定により、入札に参加できない場合には、次のア又はイに掲げるところにより入札公告10の場所まで申し出なければならない。  
ア 入札執行前であつては、入札辞退願（様式は任意。）に詳細な理由を明記して入札公告10の場所に直接持参し、又は郵送（入札日の前日午後5時までに到達したものに限り。）すること。  
イ 入札執行中であつては、入札辞退願（様式は任意。）又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出すること。
- (3) (2)の規定により入札に参加しなかった者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

## 5 入札の延期、取り止め等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期し、中止し、又は取り止めることがある。
- (2) 入札参加者の質問等により設計図書の表示誤りや不明確な表示などが判明した場合で、当該事由の判明時期が入札書等提出期限以前であるときは、訂正後の設計図書を入札執行機関のホームページで閲覧に付すとともに、入札書等提出期限、開札日等について延期することがある。この場合、変更後の入札書等提出期限、開札日等については入札執行機関のホームページで示すものとする。
- (3) 発注機関の長は、入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の適切な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取り止めることがある。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。また、この場合において既に入札が執行されているときは、入札を無効とすることがある。

## 6 入札の無効等

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）又は第94条（虚偽表示）に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 入札書に記名押印をしていない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札
- (7) 同一業務委託の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 委任状が提出されていない代理人のした入札
- (9) 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

## 7 落札者の決定

- (1) この入札においては、最低制限価格を設けるものとし、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合、入札執行者の指示により、当該入札者にくじを引かせて決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

## 8 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## 9 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が条件付一般競争入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約にあっては、委託事業の全部を一括して若しくは設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。